

統計調査ニュース

令和3年（2021年）2月

No.411



新型コロナ禍の下での経済実態を明らかに —令和3年経済センサス-活動調査の実施に向けて—

経済産業省大臣官房調査統計グループ長 後藤 雄三

新型コロナウイルス感染症の影響が継続する中、統計の作成にも少なからず影響があるものと思います。こうした状況下においても、信頼ある統計を供給していくことは、政府全体の重要な責務です。

さて、今年は5年に1度の経済センサス-活動調査の実施年です。日頃、統計に携わられている皆様方におかれては、経済センサスの重要性は論を俟たないことと思います。

経済センサス-活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、全国的及び地域別に経済活動を明らかにする基幹統計調査です。我が国の全ての事業所及び企業を対象とした「経済の国勢調査」とも言える極めて重要な調査であり、この結果は、国民経済計算（SNA）や産業連関表作成の基礎資料、国・地方公共団体の政策立案に活用されます。また、事業所及び企業を対象とする各種統計調査における調査対

象の抽出等に用いられる「事業所母集団データベース」に収録され、基盤情報として利用されます。

その実施に当たっては、数多くの関係者の方々の御協力が必要であることはもちろんのこと、調査対象である事業所及び企業の方々の負担軽減も考慮する必要があります。そのため、令和3年調査の実施においては、調査票や調査項目の簡素化を図るとともに、個人経営や新規事業所の調査票はスマートフォンからの回答を可能にし、インターネット回答を推進します。

今回の調査は、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中ではありますが、予定どおり本年6月に実施します。令和2年暦年の経理項目を調査することで、新型コロナ禍の下での経済的影響の実態を把握することができ、政策立案上また歴史的にも、重要かつ貴重な情報を得ることになります。

そのため、調査員調査において

は、対面での接触を控え、インターホン越しの調査依頼、調査用品の郵便受けへの投函、郵送による調査票回収など、これまでとは異なる対応をしていただくこととなりますが、改めて、関係者の皆様方の御理解をお願いいたします。

調査の円滑な実施には、国と地方公共団体が一体となって取り組むことが不可欠です。地方公共団体の皆様方におかれては、昨年来の国勢調査に係る事務にいそしんでおられる中、令和3年経済センサス-活動調査に向けての準備を進めていただき、また、本調査に先立ち実施した企業構造の事前確認において、各地域の団体や対象企業への周知・協力依頼を行っていただき、心より感謝申し上げます。

このような状況の中、令和3年調査の実施に向け、今後とも緊密に連携させていただければ幸いです。引き続き、何とぞどうぞよろしく願います。

目次

新型コロナ禍の下での経済実態を明らかに —令和3年経済センサス-活動調査の実施に向けて—	1	令和3年社会生活基本調査の調査計画 —今回調査のねらい・調査の主な変更点—	4
令和3年経済センサス-活動調査の実施に向けて（その5） —地方事務（都道府県）の概要について—	2	「統計の日（10月18日）」の標語募集！	6
2020年「世界統計の日」及び国連アジア太平洋統計研修所 設立50周年について	3	とうけい通信⑩	7

令和3年経済センサス-活動調査の実施に向けて(その5)

-地方事務(都道府県)の概要について-

6月に実施する令和3年経済センサス-活動調査(以下「3年調査」という。)については、現在、円滑かつ正確な調査の実施に向けて、国及び地方公共団体でそれぞれ事務を進めているところです。

3年調査における地方公共団体の事務の概要について、本号では都道府県の事務について、来月号では市町村の事務について紹介します。

1 調査の準備事務(令和3年1月~5月)

(1) 実施体制の整備及び調査の実実施計画・事務日程の策定

調査を円滑かつ正確に行うため、実施体制の整備を図るとともに、調査事務全般にわたる実施計画・事務日程を策定します。

(2) 市町村事務打合せ会の開催

国がweb形式により開催した地方別事務打合せ会を受けて、市町村事務打合せ会を開催し、調査の内容や方法等に関する説明を行います。

(3) 指導員及び調査員の市町村への配分及び任命

国から配分された指導員数及び調査員数を市町村へ配分します。また、市町村から推薦された候補者を指導員及び調査員に任命します。

(4) 調査員事務の委託に係る複合商業施設等の管理会社・運営法人等との契約についての報告

市町村において管理会社・運営法人等と調査員事務の委託契約を行った場合は、国に報告します。

(5) 調査書類・用品の受領及び市町村への送付

国から送付する調査書類・用品を受領し、数量を確認後、市町村に送付します。

(6) 市町村における調査準備事務の把握

調査を的確に実施するために重要かつ不可欠である調査準備事務について、市町村における準備事務の進捗状況を把握し、適切な助言を行います。

2 調査票の配布・回収等に係る事務(令和3年5月~12月)

(1) 調査員調査の実施状況等の把握

市町村における調査の実施状況を把握するとともに市町村から調査実施に困難が伴うと見込まれる地域や解決の難しい事例等の連絡を受けた場合は、適切な助言を行います。

(2) 都道府県による調査に係る督促・回収

都道府県による調査の調査票が期限までに提出されていない企業に対し、電話等により督促・回収を行います。

3 調査書類の審査・整理・提出に係る事務(令和3年7月~令和4年9月)

(1) 市町村における調査書類の審査状況の確認

市町村における調査書類の審査状況に応じて必要な助言を行います。

(2) 調査書類の整理・提出

市町村から提出された調査書類及び調査票の整理を行い、調査書類を国に提出します。

(3) 調査票のシステム審査・サマリ審査

国が実施するシステム審査・サマリ審査事務打合せ会に出席し、システム審査・サマリ審査の内容等について説明を受けます。また、国におけるデータチェック後のエラー情報に基づき、国が貸与する審査システムを用いてシステム審査を行います。さらに、サマリ集計表、仮集計表を確認し、集計値の妥当性について審査(サマリ審査)を行います。

4 市町村事後報告会等の開催及び地方別事後報告会への出席(令和4年2月~3月)

(1) 指導員・調査員報告会の開催

一部の指導員及び調査員を対象に、指導員報告会及び調査員報告会を開催し、実施状況を聴取します。

(2) 市町村事後報告会の開催

地方別事後報告会に先立ち、市町村事後報告会を開催し、調査の実施状況の報告を受けます。

(3) 地方別事後報告会への出席

国が開催する地方別事後報告会に出席し、実施状況について報告します。

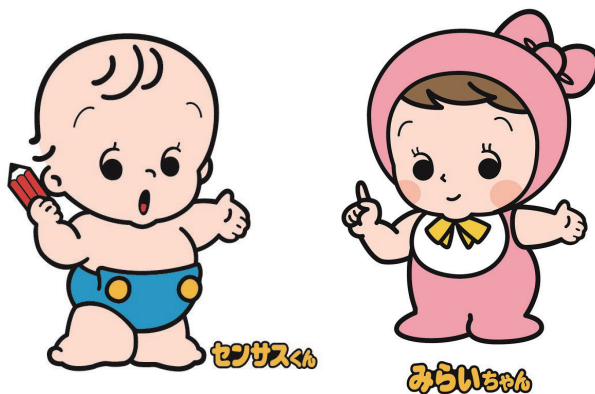
5 広報及び関係団体等への協力依頼の実施(随時実施)

(1) 広報の実施

国の広報計画等を踏まえ、地域の特性をいかした地域密着型の広報計画を立て、国が提供する広報素材を活用するなどして、調査の各段階において適切かつ効果的な広報を行います。

(2) 関係団体(地方組織)等への協力依頼

国が実施する協力依頼を踏まえ、関係団体の地方組織、都道府県単位で組織されている各種団体・企業等に対して、調査への協力依頼を行います。



2020年「世界統計の日」及び国連アジア太平洋統計研修所設立50周年について

「世界統計の日」及び国連アジア太平洋統計研修所設立50周年を記念した合同イベントを開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、それぞれイベントの実開催に代わる取組を行いましたので、その概要を紹介します。

◆2020年「世界統計の日」における取組結果

国際的に公的統計への理解を深めるため、国連により5年ごとに「世界統計の日」(10月20日)が定められています。「信頼できる統計が世界をつなぐ」を標語とした今回(第3回)は、総務省では主に以下の取組を行いました。

取組1 記念ウェブページの作成

総務省ウェブサイトに関連ページを作成し、「世界統計の日」の意義や総務省の取組を紹介しました。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/kokusai/wsdtop.html

取組2 記念動画の配信

統計局公式YouTubeチャンネルにおいて、川崎 茂氏(国連統計委員会議長)、北村 行伸氏(総務省統計委員会委員長)及び吉開 正治郎 政策統括官(統計基準担当)からの記念メッセージを収録した動画を配信しました。

<https://www.youtube.com/watch?v=iQFmYPMkk>



取組3 広報物品の作成

「世界統計の日」ロゴマークを基にポスター及びクリアファイルを作成し、行政機関、国際機関等に配布しました。

なお、国連の特設ウェブサイトには、我が国を含む世界各国の取組が随時掲載されています。

<https://worldstatisticsday.org/2020/blog/index.html>

◆国連アジア太平洋統計研修所設立50周年について

はじめに

国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)は、アジア太平洋地域の開発途上国の政府統計職員に対する統計研修の実施を目的として、昭和45年(1970年)に国連が設立した統計研修の専門機関です。SIAPは、これまでに145か国・地域の2万人を超える開発途上国の政府統計職員に対し、研修を実施し、多くの各国統計部局幹部職員を輩出してきました。

日本国政府(総務省)は、招請国として「アジア太平洋統計研修所に関する日本国政府と国際連合との間の協定」に基づき、SIAPの運営を支援するため、財政的支援及び現物(施設、設備等)の提供を行っています。

昨年は、SIAP設立50周年に当たり、その実績や今後果たすべき役割等に対する内外の幅広い理解を得る趣旨の下に、オンラインで記念イベントが開催されましたので、その概要を紹介します。

記念ウェブナーの開催

令和2年8月24日、現在、各国で統計部局長として活躍するSIAP研修修了者のパネルによる記念ウェブナーが開催されました。我が国からは、千野 雅人 国際統計交渉官がパネリストとして参加し、招請国として研修活動を支援してきた50年間にSIAPが成し遂げた成果と、今後の方向性についての見解を共有しました。

第7回 ESCAP 統計委員会冒頭における祝賀メッセージ

令和2年8月26日、バーチャル会合として開催された第7回 ESCAP 統計委員会冒頭において、アルミダ・サルシア・アリシャバナ ESCAP 事務局長から祝賀メッセージが述べられ、SIAP50周年記念誌と合わせて、高市 早苗 総務大臣(当時)のビデオメッセージが披露されたほか、吉開 正治郎 政策統括官(統計基準担当)が挨拶を行いました。

オンラインイベントの様子及び記念誌はこちらから御覧いただけます。



SIAP ウェブサイト (英語のみ)

https://unsiap.or.jp/about/SIAP_50Years.html

令和3年社会生活基本調査の調査計画 — 今回調査のねらい・調査の主な変更点 —

本年は、我が国の生活時間調査である「社会生活基本調査」を実施する年です。そこで、この「統計調査ニュース」において、何回かに分けて、令和3年社会生活基本調査について御紹介します。

まず、初回である本号では、今回調査の概要やねらい、前回調査からの主な変更点についてです。

1 調査の目的は？

◇国民のライフスタイルの実態を明らかにします

社会生活基本調査は、仕事や家庭生活、地域活動等に費やされる時間など国民のライフスタイルの実態を明らかにすることを目的として実施します。

2 今回の調査のねらいは何ですか？

◇新型コロナウイルス感染症や少子高齢化などの影響をよりの確に把握することをねらいとしています

新型コロナウイルス感染症の影響や情報通信機器の急速な普及により生活様式が変化する一方で、少子化が進行し労働力不足が顕在化するとともに、高齢化も進行し要介護人口が増加するなど、多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和の実現が求められています。

このような状況を踏まえ、今回調査では、①生活様式の変化に伴う生活時間等への影響及び②健康上の問題や介護の状況による社会生活への影響をよりの確に把握することを調査のねらいとしています。

3 調査はどのように実施されますか？

◇10月20日現在で実施します

調査は本年10月20日現在で実施します。なお、一日の生活時間の配分に関しては、10月16日から24日までの9日間のうち調査地域ごとに指定した連続する2日間について調査します。

◇10歳以上の世帯員が対象です

調査の対象は、無作為に選定した約9万1千世帯の10歳以上の世帯員約19万4千人です。

◇調査は都道府県・調査員を通じて行います

調査は、「総務省－都道府県－指導員－調査員－調査世帯」の流れで調査票を配布し、調査員に調査票を提出する、又はインターネットで回答する方法により行います。

◇インターネット回答を推進します

今回調査では、スマートフォンやタブレット端末によるインターネット回答の仕組みを新たに導入し、回答方法の選択肢を増やすことで調査世帯における回答の利便性を高めるとともに、都道府県や調査員の事務の効率化を図ります。

4 どのようなことを調査するのですか？

◇国民の生活時間の配分や自由時間等における主な活動について調査します

具体的には次の事項について調査します。

(1) 2日間の生活時間の配分

(2) 過去1年間における主な生活行動

(学習・自己啓発・訓練、ボランティア活動、スポーツ、趣味・娯楽、旅行・行楽)等

◇2種類の調査票のいずれかが配布されます

一日の生活時間の配分に関する調査は、①事前に決められた分類に当てはめて行動を記入する「調査票A」又は②日誌のように自由記述で行動を記入する方式の「調査票B」のいずれかを配布して行います。

調査票Aについては、大規模な標本で調査し、地域別集計や家族類型を詳細に区分した集計を行います。

調査票Bについては、標本規模は小さいものの、行動を詳細に区分できることから家事時間などの詳細な分析が可能となるほか、国際的に主流となっている方式であるため、生活時間の国際比較が可能となります。

5 調査結果はいつ頃どのような形で分かるのですか？

調査票Aに関する結果については令和4年9月末までに、調査票Bに関する結果については同年12月末までに、それぞれインターネット等で公表し、追って報告書を刊行する予定です。

6 調査結果はどのように利用されるのですか？

(1) 6歳未満の子供のいる夫の育児・家事関連時間を男女共同参画やワーク・ライフ・バランス、少子化対策を推進するための参考指標や数値目標、家事関連時間などをSDGグローバル指標として利用

(2) 通勤時間、休養・くつろぎの時間、ボランティア活動、趣味・娯楽の年間行動者率などを、ワーク・ライフ・バランスの実現度指標として利用

(3) 介護者の介護・看護時間、子供のいる夫婦の生活時間などを分析資料として利用

(4) 上記のほか、地方公共団体の少子・高齢化対策などの基礎資料や生活時間の各国比較などに利用

令和3年社会生活基本調査の前回調査(平成28年に実施)からの主な変更点について御紹介します。

調査事項の変更

- 「慢性的な病気や長期的な健康問題」及び「日常生活への支障の程度」の追加

調査のねらいの一つでもある、健康上の問題や介護の状況による社会生活への影響の的確な把握のため、また、国際比較可能性の向上を含めた利活用向上の観点から、新たな調査事項として「慢性的な病気や長期的な健康問題」及び「日常生活への支障の程度」を追加します。
- 個人単位での介護の状況の把握

調査のねらいの一つでもある、健康上の問題や介護の状況による社会生活への影響の的確な把握のため、高齢社会における介護の状況をより詳細に把握する観点から、これまで世帯主が自らの世帯について回答する調査事項としていたものを、各世帯員がそれぞれ回答する調査事項に変更します。
- スマートフォン等の情報通信機器の利用状況の把握

スマートフォン等の情報通信機器の日常生活への密着性をより詳細に把握するため、調査票Aにおいて、前回調査では3時間単位で把握していたスマートフォン・パソコンなどの使用状況を、生活時間配分の把握と合わせて15分ごとに把握するように変更します。

また、調査票Bにおいて、前回調査で「スマートフォン・パソコンなど」と一括して把握していた使用状況を「スマートフォン」と「パソコンなど」に分割して、スマートフォン単体の使用状況を把握するよう変更します。
- テレワークにおける生活時間配分の把握

調査のねらいの一つでもある、生活様式の変化に伴う生活時間等への影響の把握のため、新型コロナウイルス感染症の影響により変化した働き方に伴う生活時間の使い方を把握する観点から、これまで生活時間の配分を回答する日における調査事項「この日は次のいずれの日でしたか」の選択肢「在宅勤務」を「テレワーク在宅勤務」と「テレワーク(それ以外)」に変更します。

調査方法等の変更

- インターネット回答の推進

前回調査ではパソコン版のみ対応していたインターネット回答について、新たにスマートフォンやタブレット端末に対応する電子調査票を導入し、調査世帯における回答の利便性を高めるとともに、都道府県や調査員の事務の効率化を図ります。
- インターネット回答期間の確保

6種類の組合せで構成される「生活時間指定日」について、「インターネット回答確認日」を、一律「生活時間指定日」の3日後とし、全ての調査世帯に対し、必要なインターネット回答期間を確保します。

令和3年社会生活基本調査 調査事務スケジュール

		10月																								11月			
		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
グループ①	10月16日(土)																												
	10月17日(日)																												
グループ②	10月17日(日)																												
	10月18日(月)																												
グループ③	10月19日(火)																												
	10月20日(水)																												
グループ④	10月21日(木)																												
	10月22日(金)																												
グループ⑤	10月22日(金)																												
	10月23日(土)																												
グループ⑥	10月23日(土)																												
	10月24日(日)																												

インターネット回答確認日

※調査世帯にお示しするインターネット回答期限のこと

上記のほか、調査の方法として、災害や感染症等に伴い、調査員が調査書類を配布・回収することができない事態が調査時点で発生している場合は、郵送調査も可能とするなど、新型コロナウイルス感染症への柔軟な対応を行います。

令和3年社会生活基本調査の調査対象地域となる市(区)町村の統計主管課の皆様へ

本調査は、都道府県を通じて調査員が調査を実施いたします。都道府県から貴市(区)町村に調査員の推薦について依頼がありましたら、御協力くださいますようお願いいたします。

「統計の日（10月18日）」の標語募集！

募集期間：令和3年2月1日（月）～3月31日（水）

1. 趣旨

総務省では、統計の重要性に対する国民の関心と理解を深め、統計調査に対する国民のより一層の協力を頂けるようにと定めた「統計の日（10月18日）」を中心として統計知識の普及のための周知広報を行っています。その一環として、毎年「統計の日」のポスターを始めとする広報媒体に活用すべく標語を募集しています。

総務省では、この「統計の日」の趣旨を踏まえた標語について、皆様からのご応募をお待ちしています。

なお、入選作品は、「統計の日」のポスターのほか、調査環境を整備するための各種広報に活用することとしています。

2. 募集部門

- 小学生の部 …… 小学校の児童
- 中学生の部 …… 中学校の生徒
- 高校生の部 …… 高等学校の生徒
- 一般の部 …… 上記以外の学生及び一般の方
- 統計調査員の部 …… 統計調査員又は登録調査員の方
- 公務員の部 …… 各府省、都道府県、市区町村の職員

3. 応募について

- 専用の**応募用紙**にて、1人5作品まで応募できます。
- **応募用紙以外**で応募される場合は、次の記載事項を明記の上、応募してください。
 - ①部門、②お住まいの都道府県名、
 - ③氏名（ふりがな）、④所属・学校名（学年）、
 - ⑤電話番号、⑥標語（1人5作品まで）

※一般の部：④は、記入不要です。

※統計調査員の部：④は、「〇〇市統計調査員」等と記入してください。

※②～⑤の情報は、応募作品内容の確認や入選時等の連絡・確認のために利用します。
- 応募作品は、自作で未発表のものに限ります。

4. 提出方法

- 小学生の部、中学生の部、高校生の部、一般の部は、総務省政策統括官室まで、メール、FAX又は郵送で提出してください。
- 統計調査員の部は、所属する都道府県又は市区町村の統計主管課へ提出してください。
- 公務員の部のうち、各府省の職員は、職場の取りまとめ部署へ提出してください。
- 公務員の部のうち、都道府県及び市区町村の職員は、所属する都道府県又は市区町村の統計主管課へ提出してください。

（参考）

- 過去の特選作品
 - 2020年度「統計調査 1人1人の協力 ありがとう」
 - 2019年度「数字の先に映し出せ 新たな時代 僕らの未来」
- 過去の入選作品をご覧になりたい方又は応募用紙をダウンロードされたい方は、総務省ホームページの「統計の日」標語募集についてをご覧ください。

5. 提出先

- メールの場合 toukeinohi@soumu.go.jp
- FAXの場合 03-5273-1181
- 郵送の場合

〒162-8668 東京都新宿区若松町19-1

総務省政策統括官付統計企画管理官付地方統計機構担当 宛て

6. 入選作品の決定・発表

- 入選作品は、部門ごとに佳作1作品程度、そのうち、特に優秀な作品として特選1作品を決定します。
- 入選作品は、2021年6月（予定）に発表します。
- 入選された場合、ご本人（又は応募作品の取りまとめ部署等）にご連絡するとともに、総務省のホームページや広報誌等において、作品、氏名、所属・学校名（学年）、都道府県名を発表します。

7. 表彰

入選者には、表彰状及び副賞を授与します。

8. 著作権

入選作品の著作権は、総務省に帰属します。

9. お問い合わせ先

総務省政策統括官付統計企画管理官付地方統計機構担当

電話 03-5273-1144（直通）

メール toukeinohi@soumu.go.jp



【2020年度「統計の日」ポスター】

※2020年度の特選作品が活用されています。

とうけい通信⑪

つくば市を「データで市民を豊かにするまち」に

つくば市政策イノベーション部企画経営課

■つくば市の概要

つくば市は、首都東京から約50km、成田国際空港から約40kmに位置しており、北部には名峰筑波山、中心部に世界的な科学技術の拠点として研究開発機関が多数集積している筑波研究学園都市を有しています。現在、つくばエクスプレス沿線開発事業などにより、人口増加が続いており、今後も、首都圏の一翼を担う中核的都市として、更なる発展を目指しています。

■まちづくりにおけるデータ活用

つくば市では、まちづくりの最上位計画である「つくば市未来構想・第2期つくば市戦略プラン」の個別施策として、「データで市民を豊かにするまちの推進」を定め、個人情報に配慮しながら分野横断的に庁内データを組み合わせ、可視化することで、日常業務や政策検討にいかせるようにしていくとともに、利用しやすいオープンデータを積極的に公開し、民間企業等における利活用を促進することに取り組んでいます。

■「疑似市民データ」を活用したアイデアソンの開催

つくば市では、市民が自ら課題解決策を考えていく場として、データを活用したアイデアソンを筑波大学と共催で2017年度から継続的に開催しています。

2019年度は「疑似市民データ」を活用し、「誰もが取り残されず、自分らしく生きるまち」をテーマに、主に高齢者福祉に関わるアイデアを募り、オープンデータや疑似市民データを活用し、課題解決策についてディスカッションする「Hack My Tsukuba 2019」を開催し、この取組は、総務省統計局による第5回地方公共団体における統計データ利活用表彰において、特別賞を受賞しました。

本取組のイベントは3回開催しており、市民、企業、大学、行政関係者など延べ86名が参加し、GISやExcelを使って、データの可視化、相関・回帰分析などを実施し、それを基に課題解決策を提案いただきました。

また、疑似市民データ作成には、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)の協力を得たほか、外部有識者からの意見聴取、検証を経てデータの安全性を確保し、日本電気株式会社(NEC)と共同で作成を行い、仕様検討から完成まで4か月程度かかりました。

今回の取組は、それまでオープンできなかったデータを疑似データの形で公開したことで、それまでにはなかった、かつ、市職員だけでは思いつかなかった数々のアイ

デアを得ることができ、アイデアソンで取り扱った疑似市民データの分析を、次は業務の中で、実データで実施することで、アイデアの活用が可能になっていきます。

アイデアソンの開始以来、職員の間でデータへの意識が高まっており、今後、さらに、組織の壁を越えてデータを活用する環境を構築していくことで、職員が共有できるデータ(シェアードデータ)の存在に気付くだけでなく、オープンデータ自体が増えることにもつながると期待しています。

■国勢調査インターネット回答促進にナッジ理論を活用

令和2年度に実施された国勢調査では、調査員と世帯の方ができるだけ接触しない方法(インターネット回答や郵送回答)を促進するため【ナッジ理論】を活用したチラシを作成し配布しました。

ナッジとは、直訳すると【ひじで軽くつつく】という意味で、人々が強制的ではなく自発的に望ましい行動を選択するよう促す仕掛けやデザインのことで、

ナッジを考えるときには、市民の生活に介入し、行動様式に影響を及ぼすことがあるという点を踏まえて「スラッジ(悪いナッジ)」になっていないか、倫理的に問題がないか様々な角度からチェックすることが重要であり、今回チラシを作成する際にも、不快な表現がないか何人も人の目で確認・修正を行いました。

今回の結果を他の方にも使っていただくことで新たな仮説の構築や実証方法のデザインにつながるため、今後国勢調査の確定値を用いてチラシの効果検証を行い、効果の有無にかかわらず広く情報発信をしていく予定です。

横浜市行動デザインチームを始め政策にナッジを取り入れている自治体も増えています。ナッジ理論を活用してよりよい社会を共に創っていきましょう!



国勢調査インターネット回答促進チラシ

最近の数字

		人口		労働・賃金				産業			家計(二人以上の世帯)		物価	
		総人口 (推計による人口)		就業者数	完全失業率 (季節調整値)	現金給与総額 (規模5人以上)	鉱工業 生産指数 (季節調整値)	サービス産業 の月間売上高	1世帯当たり 消費支出	1世帯当たり 可処分所得 (うち勤労者世帯)	消費者物価指数			
		千人(Pは万人)	万人								%	円	2015=100	兆円
実数	2020. 8	125,809	6676	3.0	273,186	88.1	27.2	276,360	436,280	102.0	102.1			
	9	P 12581	6689	3.0	269,323	91.5	P 29.6	269,863	380,986	102.0	101.9			
	10	P 12588	6694	3.1	270,381	95.2	P 29.2	283,508	455,775	101.8	101.9			
	11	P 12577	6707	2.9	280,460	94.7	P 28.9	278,718	383,993	101.3	101.4			
	12	P 12571	6666	2.9	P 546,607	P 93.2	315,007	865,654	101.1	101.0		
	2021. 1	P 12557	P 101.4		
前年同月比	2020. 8	-	-1.1	* 0.1	-1.3	* 1.0	-13.0	-6.9	0.8	0.2	0.3			
	9	-	-1.2	* 0.0	-0.9	* 3.9	P -11.3	-10.2	2.9	0.0	0.2			
	10	-	-1.4	* 0.1	-0.7	* 4.0	P -5.8	1.9	2.6	-0.4	-0.3			
	11	-	-0.8	* -0.2	-1.8	* -0.5	P -7.5	1.1	-0.4	-0.9	-0.8			
	12	-	-1.1	* 0.0	P -3.2	*P -1.6	-	-0.6	-1.3	-1.2	-1.2			
				%	ポイント	%	%	%	%	%	%	%		

(注) P:速報値 * :対前月
家計(二人以上の世帯)の前年同月比は実質値

掲示板 統計関係の主要日程 (2021年2月~3月)

《会議及び研修関係等》

時 期	概 要	時 期	概 要
2月8日	統計研修 統計取扱業務担当職員向け研修「統計担当者向け入門」開講(～10日)【ライブ配信】	3月1日	オンライン研修【第4回】 統計作成実務コース「統計データのできるまで-統計的推測の基礎②-」開講(～26日)
15日	オンライン研修【第4回】 統計取扱業務担当職員向け研修「初めて学ぶ統計」開講(～3月12日)	3日	令和2年度統計データアナライズセミナー(オンライン研修)開講
22日	オンライン研修【第4回】 統計作成実務コース「統計データのできるまで-統計的推測の基礎①-」開講(～3月19日)		

《調査結果の公表関係》

時 期	概 要	時 期	概 要
2月5日	家計調査(家計収支編:2020年12月分,2020年10～12月期平均及び2020年平均)公表	3月9日	家計調査(家計収支編:2021年1月分)公表
〃	家計消費状況調査(支出関連項目:2020年12月分,2020年10～12月期平均及び2020年平均 ICT関連項目:2020年10～12月期平均及び2020年平均)公表	〃	家計消費状況調査(支出関連項目:2021年1月分)公表
〃	消費動向指数(CTI)2020年12月分,2020年10～12月期平均及び2020年平均公表	〃	消費動向指数(CTI)2021年1月分公表
〃	小売物価統計調査(ガソリン)2021年1月分公表	19日	消費者物価指数(全国:2021年2月分)公表
16日	労働力調査(詳細集計)2020年10～12月期平均及び2020年平均公表	〃	小売物価統計調査(全国:2021年2月分)公表
19日	消費者物価指数(全国:2021年1月分)公表	22日	人口推計(2020年10月1日現在確定値及び2021年3月1日現在概算値)公表
〃	小売物価統計調査(全国:2021年1月分)公表	25日	住民基本台帳人口移動報告(2021年2月分)公表
〃	社会生活統計指標-都道府県の指標-2021刊行	26日	消費者物価指数(東京都区部:2021年3月分(中旬速報値)及び2020年度平均(速報値))公表
〃	統計でみる都道府県のすがた 2021刊行	〃	小売物価統計調査(東京都区部:2021年3月分)公表
22日	人口推計(2020年9月1日現在確定値及び2021年2月1日現在概算値)公表	30日	労働力調査(基本集計)2021年2月分公表
25日	住民基本台帳人口移動報告(2021年1月分)公表	31日	サービス産業動向調査(2021年1月分速報及び2020年10月分確報)公表
26日	消費者物価指数(東京都区部:2021年2月分(中旬速報値))公表		
〃	小売物価統計調査(東京都区部:2021年2月分)公表		
〃	サービス産業動向調査(2020年12月分速報及び2020年10～12月期速報並びに2020年9月分確報及び2020年7～9月期確報)公表		
〃	2019年全国家計構造調査(家計収支に関する結果)公表		
3月2日	労働力調査(基本集計)2021年1月分公表		
5日	小売物価統計調査(ガソリン)2021年2月分公表		
〃	日本の統計 2021刊行		
〃	世界の統計 2021刊行		


編集発行 **総務省統計局**
 〒162-8668 東京都新宿区若松町19-1
 総務省統計局 統計情報利用推進課 情報提供第一係
 TEL 03-5273-1160 FAX 03-3204-9361
 E-mail y-teikyoul@soumu.go.jp
 ホームページ <https://www.stat.go.jp/>
 御意見・御感想をお待ちしております。